

第2部 計画の考え方

1 . 基本理念

本計画は、「杉戸町障がい者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、障がい福祉計画を推進していきます。

【杉戸町障がい者福祉計画の基本理念】

「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き
安心して暮らせるまちづくり」

【障がい福祉計画の理念】

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 町を基本とする仕組みと3障がいの制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体を町とし、身体障がい、知的障がい、精神障がいの制度を一元化することにより、障がい者に対するサービスの充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな開きのない障がい福祉サービスの提供に努めます。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2 . 第3期計画における基本的視点

第3期計画は、第2期計画における課題を継続し、次の3つの視点をもとに、目標の達成を目指していきます。

- 視点1 障がい者の地域生活への移行の一層の推進
- 視点2 相談支援体制の充実・強化
- 視点3 一般就労への移行支援の強化

視点1 障がい者の地域生活への移行の一層の推進

障がいのある人の自立支援の観点から、障がいのある人の地域生活移行をより積極的に支援していくことが求められています。地域生活への移行に向け、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスの充実に努めます。

視点2 相談支援体制の充実・強化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な相談先を持つことから始まります。障がい者の自立した生活のための課題解決や適切な障害福祉サービスの利用を支える相談支援体制の整備に努めます。

視点3 一般就労への移行支援の強化

経済的自立を支える大きな課題が雇用・就労の促進です。地域生活移行を進める上でも大きな支えとなります。就労移行支援の推進により、一般就労への移行や福祉施設における働く場の拡大に努めます。

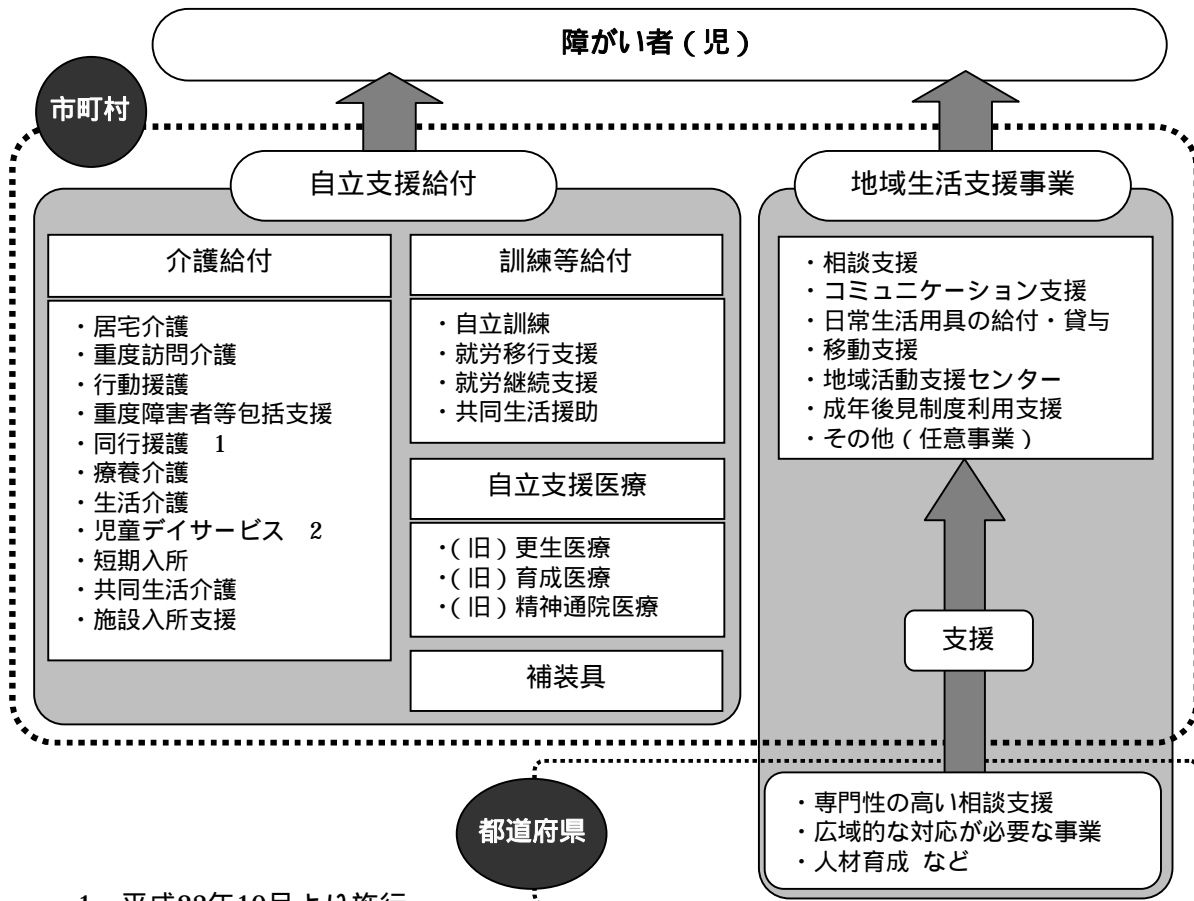
3 . 障がい福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

【障がい福祉サービスの全体像】



1 平成23年10月より施行

2 「児童デイサービス」は平成24年4月より児童福祉法で実施

【障がい福祉サービスの区分】

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	生活介護	共同生活介護（ケアホーム）
	行動援護	児童デイサービス	施設入所支援
	重度訪問介護	療養介護	
訓練等給付	同行援護	短期入所（ショートステイ）	共同生活援助（グループホーム）
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	

【障がい福祉サービス内容】

新体系	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う
児童デイサービス	障がい児への、日常生活動作、集団生活への適応訓練等を行う 障がい児支援はサービスの再編があり、児童福祉法へ移行。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う（平日の日中は日中活動の事業を利用）
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う（平日の日中は日中活動の事業を利用）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

【地域生活支援事業メニュー】

事業メニュー		
(1) 相談支援事業 (3市3町による広域で実施)	相談支援事業	障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会
		市町村相談支援機能強化事業
		住宅入居等支援事業
		手話通訳者派遣事業
(2) コミュニケーション支援事業		要約筆記奉仕員派遣事業
(3) 日常生活用具給付等事業		
(4) 移動支援事業		
(5) 地域活動支援センター事業 (3市3町による広域で実施)		
(6) 成年後見制度利用支援事業		
(7) 訪問入浴サービス事業		
(8) 知的障害者職親委託事業		
(9) 緊急通報装置設置事業		
(10) 日中一時支援事業		
(11) 奉仕員養成研修事業		
(12) 福祉タクシー利用料金助成事業		
(13) 自動車等燃料費助成事業		
(14) 自動車運転免許取得費助成事業		
(15) 自動車改造等助成事業		

(1) ~ (6) が必須事業、(7) ~ (15) が任意事業

障害者自立支援法

障害者自立支援法は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

障害者自立支援法は、制定以降数回の改正が行われ、平成22年12月には次のような改正がされました。

「障害者自立支援法」改正のポイント

利用者負担の見直し

応能負担を原則とすることが法律上明確化されました。(なお、利用者負担については、既に実質的には負担能力に応じた負担となっています。)

障がい者の範囲及び障がい程度区分の見直し

発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることが法律上明確化されました。また、サービス利用に際しての「障がい程度区分」の呼称が「障がい支援区分」に改められ、定義、区分内容についても抜本的に見直されます。

「同行援護」の新設

従来の「行動援護」サービスから派生して、視覚障がい者を対象とした「同行援護」が新設されました。

同行援護とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(障害者自立支援法第5条第4項より抜粋)

「相談支援」の充実

従来からあった相談支援が強化されます。具体的には、これまで対象が限定されていた「サービス利用計画作成」の対象者を大幅に拡大するとともに、いわゆるケアプランとして活用できるようにするとされています。

4 . 福祉サービス見込量の設定について

(1) 将来見込みの算定に関する考え方

本計画では、「指定障がい福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

第3期の障がい福祉サービス等の見込量は、サービス種別の利用実績の推移や町の障がい者(手帳所持者)数の伸び、アンケート調査結果のニーズ等をもとに推計しました。

(2) 障がい者(手帳所持者)数の推移と将来見込み

町の障がい者(手帳所持者)数は、平成18年度に1,677人、平成22年度に1,979人と緩やかに増加してきました。

計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成23年度に2,081人、平成26年度に2,461人(3年間で380人増)と見込んでいます。

【障がい者(手帳所持者)数の将来見込み】

障がい種別	平成18年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (推計値)	第3期計画期間		
				平成24年度 (推計値)	平成25年度 (推計値)	平成26年度 (推計値)
身体障がい者	1,285人	1,465人	1,514人	1,565人	1,618人	1,673人
知的障がい者	229人	282人	306人	334人	368人	409人
精神障がい者	163人	232人	261人	295人	334人	379人
計	1,677人	1,979人	2,081人	2,194人	2,320人	2,461人

* 平成23年度以降の数値は各手帳所持者数の推計値

【身体障害者手帳所持者数の推移】

等級別	人数			構成比		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者計	1,384	1,416	1,465	100.00%	100.00%	100.00%
1級	450	475	487	32.50%	33.60%	33.20%
2級	228	234	243	16.50%	16.50%	16.60%
3級	219	213	231	15.80%	15.00%	15.70%
4級	296	293	306	21.40%	20.70%	20.90%
5級	100	101	99	7.20%	7.10%	6.80%
6級	91	100	99	6.60%	7.10%	6.80%

* 年度末実績

部位別	人数			構成比		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者計	1,384	1,416	1,465	100.00%	100.00%	100.00%
視覚障がい	87	88	89	6.30%	6.20%	6.10%
聴覚障がい	95	106	108	6.90%	7.50%	7.40%
音声・言語障がい	18	15	14	1.30%	1.10%	1.00%
肢体不自由	808	821	855	58.40%	58.00%	58.30%
内部障がい	376	386	399	27.10%	27.20%	27.20%

* 年度末実績

【療育手帳所持者数の推移】

等級別	人数(人)			構成比(%)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者計	250	263	282	100.00%	100.00%	100.00%
最重度	57	59	64	22.80%	22.40%	22.70%
重度	67	69	70	26.80%	26.20%	24.80%
中度	81	84	88	32.40%	32.00%	31.20%
軽度	45	51	60	18.00%	19.40%	21.30%

* 年度末実績

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担等人数の推移】

等級別	人数(人)			構成比(%)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者計	190	207	232	100.00%	100.00%	100.00%
1級	22	28	28	11.60%	13.50%	12.10%
2級	128	135	151	67.40%	65.20%	65.10%
3級	40	44	53	21.00%	21.30%	22.80%
通院医療費 公費負担等	420	466	480			

* 年度末実績

(3) 障がい者の現状

調査概要

対象者	町内にお住まいの身体・知的・精神のいずれかの障がいをお持ちの方（障がい者手帳所持者）
調査方法	郵送配付 - 郵送回収
調査期間	平成23年7月29日～8月26日
回収結果	配付数 1,901件 / 回収数1,093件（回収率57.5%）

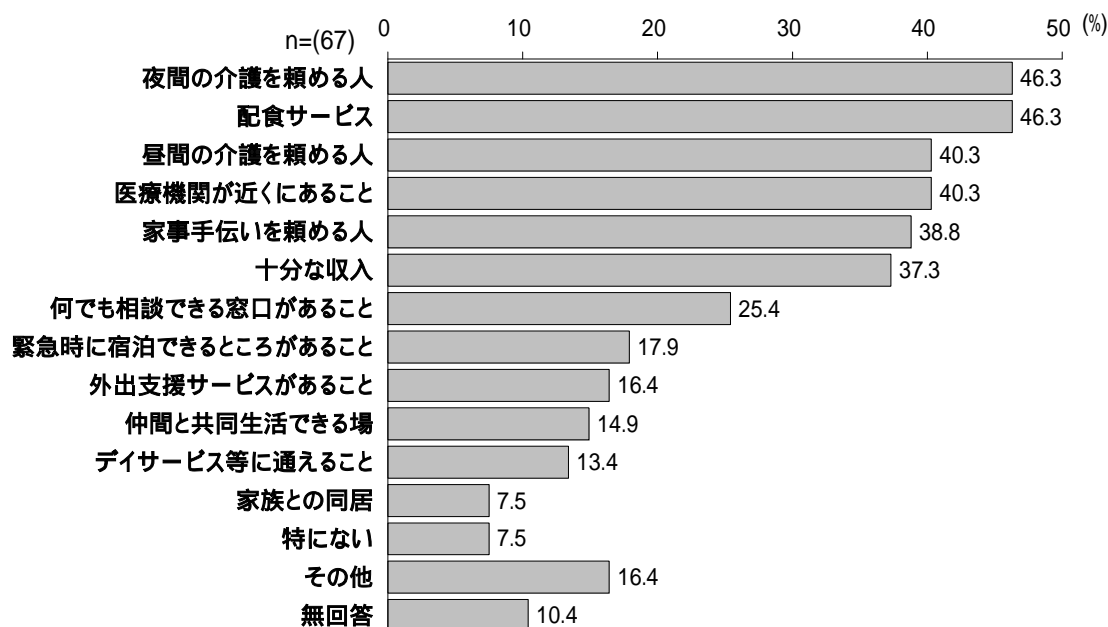
地域生活・就労支援・相談・情報提供に関する事項

【地域生活への移行】

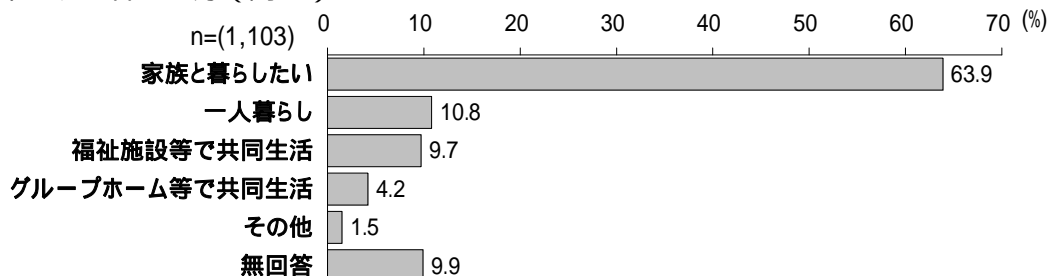
・福祉施設に入所している方に、自宅や地域で生活するための条件を聞いたところ、「夜間の介護を頼める人」「昼間の介護を頼める人」「配食サービス」との回答が多くなっています。

・将来希望する暮らし方を聞いたところ、「家族と暮らしたい」が最多で、「一人暮らし」「福祉施設等で共同生活」「グループホーム等で共同生活」と続いています。

自宅や地域で生活するための条件（問12）（複数回答）



将来希望する暮らし方（問16）

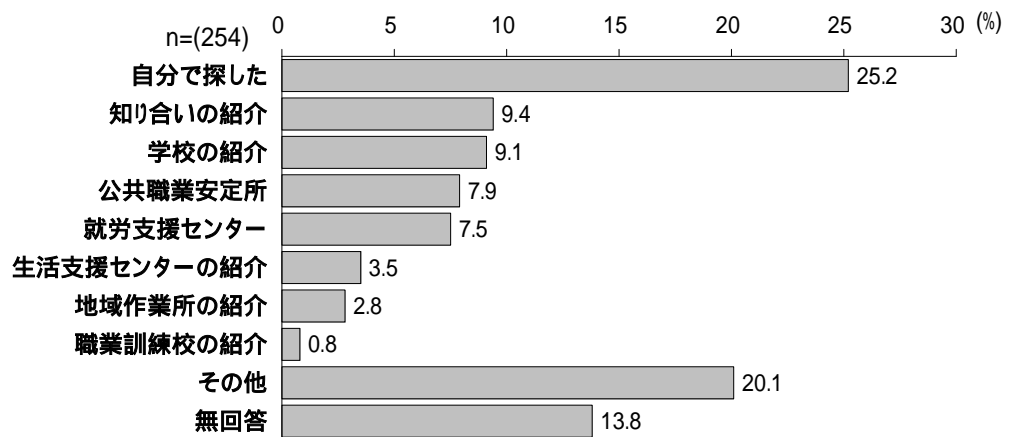


【就労支援について】

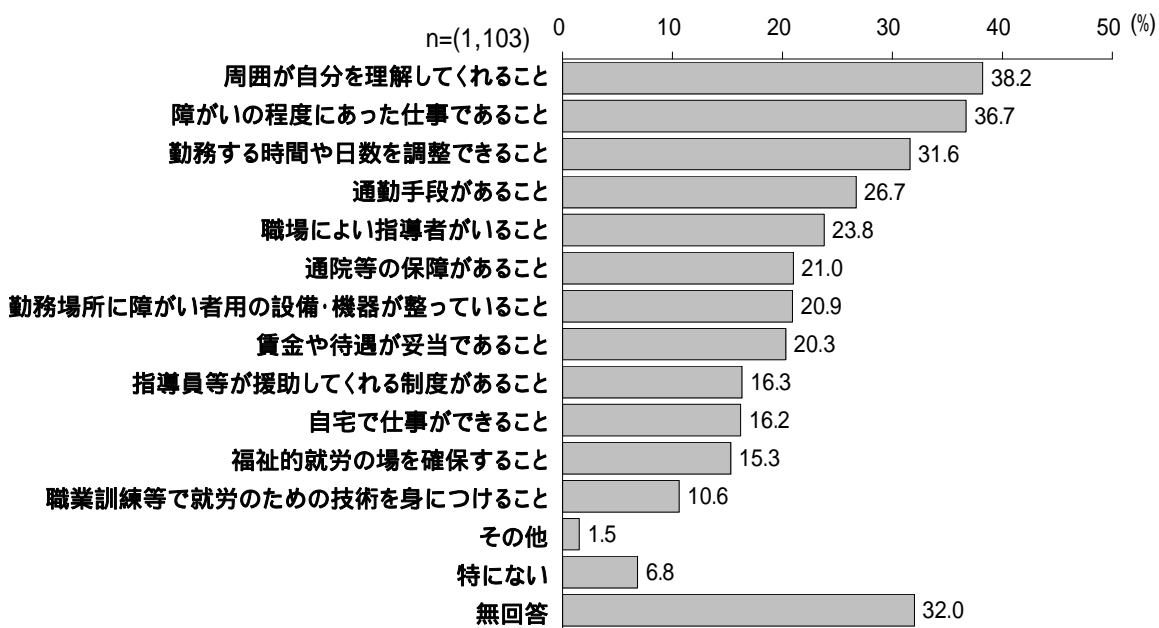
・現在仕事をしている方に、今の仕事を見つけた方法を聞いたところ、「自分で探した」が最も多くなっています。また、「その他」以外では「知り合いの紹介」「学校の紹介」「公共職業安定所」「就労支援センター」が多くなっています。

・障がい者が働くために大切だと思う環境を聞いたところ、上位から「周囲が自分を理解してくれること」「障がいの程度にあった仕事であること」「勤務する時間や日数を調整できること」の順となっています。

現在の仕事を見つけた方法（問20）



障がい者が働くために大切だと思う環境（問25）（複数回答）



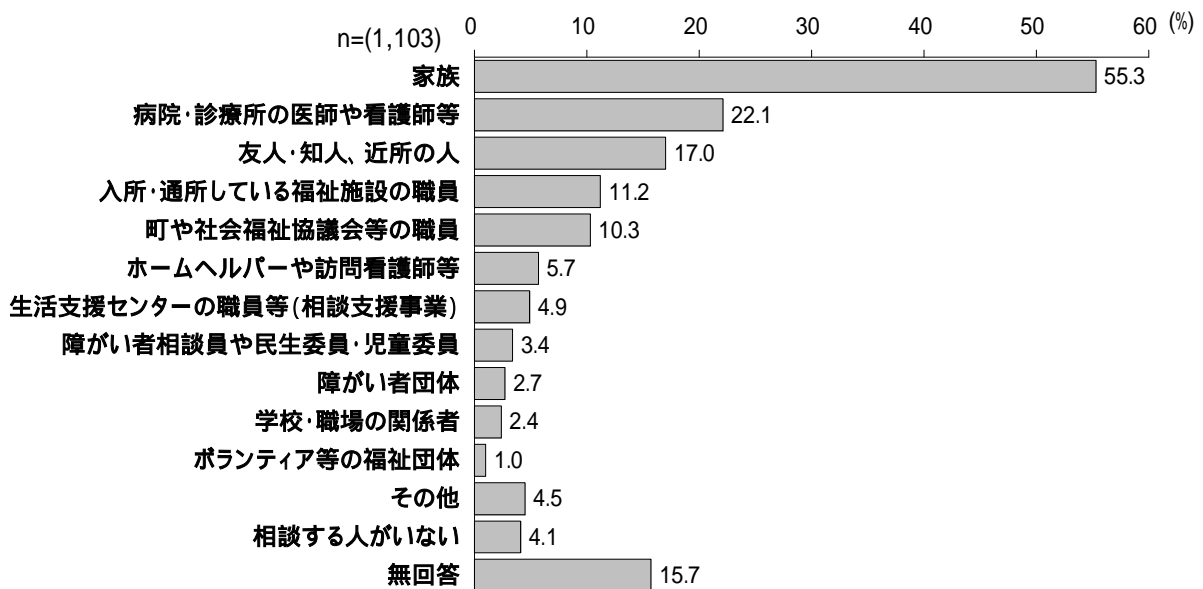
【相談支援・情報提供について】

・不安や悩みの相談先を聞いたところ、「家族」が最多で、次いで「病院・診療所の医師や看護師等」「友人・知人、近所の人」「入所・通所している福祉施設の職員」「町や社会福祉協議会等の職員」と続いています。

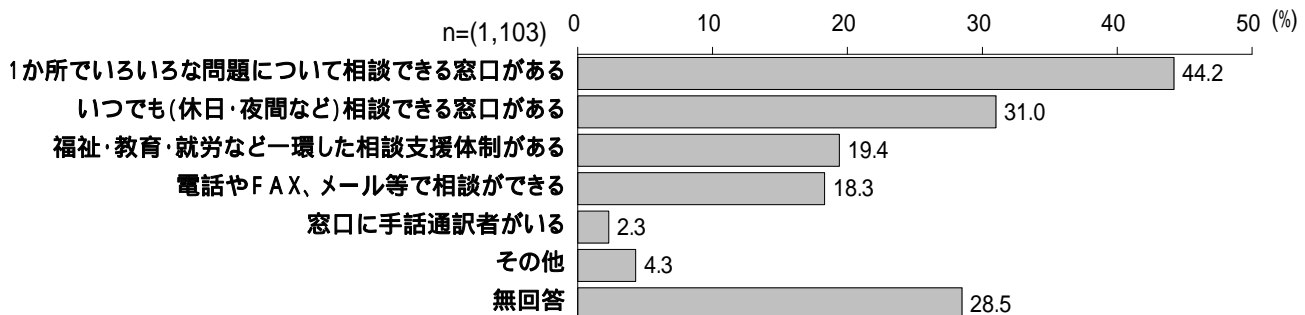
・相談機能を充実させるために必要なことを聞いたところ、「1か所でいろいろな問題について相談できる窓口がある」「いつでも(休日・夜間など)相談できる窓口がある」との回答が多くなっています。

・福祉サービスや福祉制度の情報の入手先を聞いたところ、「町や県の広報紙やチラシ、ホームページ等」が最も多く、次いで「家族や友人・知人」、「町や県等の窓口」、「病院・診療所・薬局等」、「テレビ・ラジオ」と続いています。

生活の中で困っていること・不安や悩みの相談先（問33）（複数回答）



相談機能を充実させるために必要だと思うこと（問36）（複数回答）



福祉サービスや福祉制度の情報の入手先（問38）（複数回答）

